



厚生労働省

Ministry of Health, Labour and Welfare

輸入食品の安全性確保の取組み

～平成30年度輸入食品監視指導計画（案）について～

医薬・生活衛生局食品監視安全課
輸入食品安全対策室



厚生労働省

Ministry of Health, Labour and Welfare

1. 食の安全に関する枠組み

食品の安全への取組(リスク分析)

リスク分析

○ リスク分析とは、国民の健康の保護を目的として、国民やある集団が危害にさらされる可能性がある場合、事故の後始末ではなく、可能な範囲で事故を未然に防ぎ、リスクを最小限にするためのプロセス

リスク評価

食品安全委員会

・リスク評価の実施
健康に悪影響を及ぼすおそれのある物質が食品に含まれている場合に、どのくらいの確率でどの程度の悪影響があるのか評価

食品安全基本法

リスク管理

厚生労働省

・食品中の含有量について基準を設定
・基準が守られているかの監視

食品衛生法等

農林水産省

・農薬の使用基準の設定
・えさや肥料中の含有量について基準を設定
・動物用医薬品等の規制 など

農薬取締法 飼料安全法 等

消費者庁

・食品の表示について基準を設定
・表示基準が守られているかの監視

食品衛生法 健康増進法 JAS法 等

リスクコミュニケーション

- ・食品の安全性に関する情報の公開
- ・消費者等の関係者が意見を表明する機会の確保

消費者庁が
総合調整

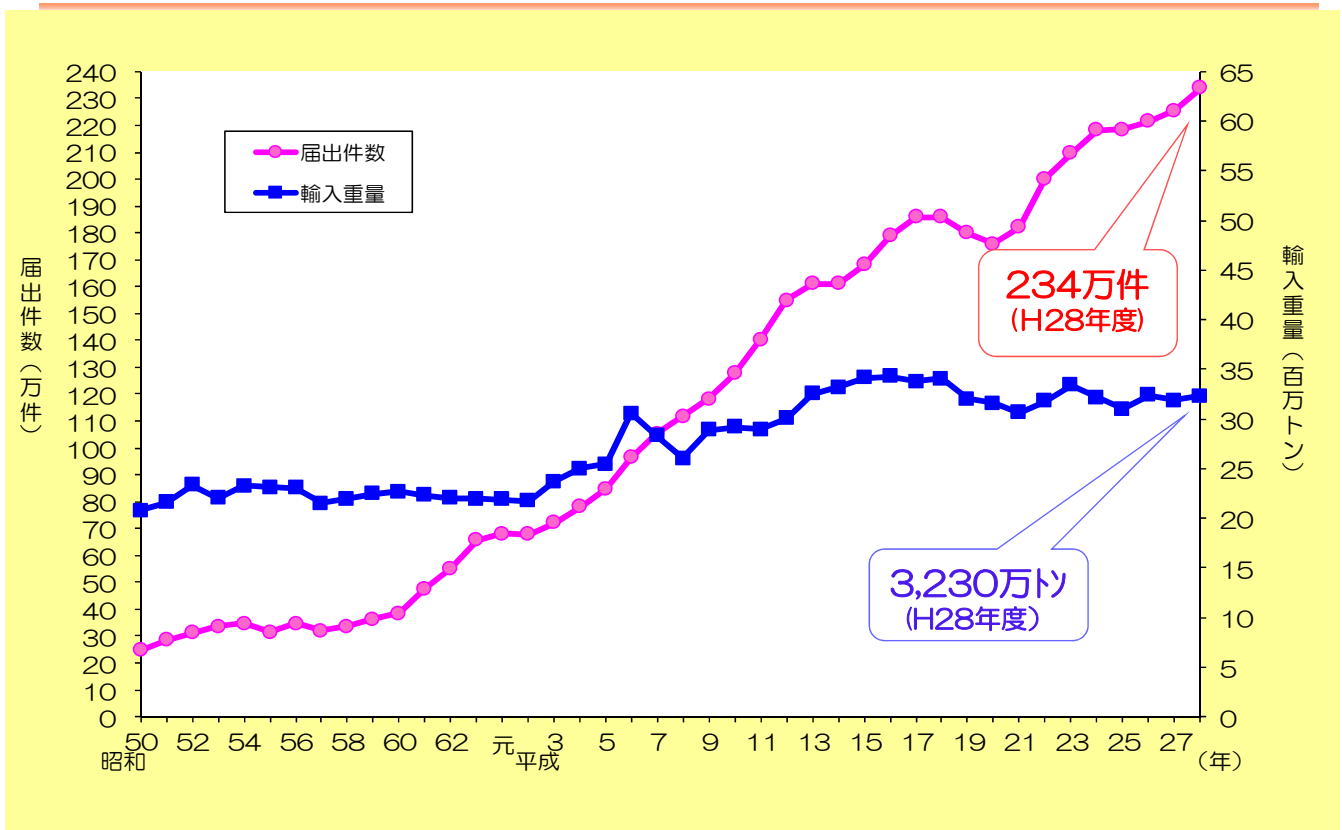


厚生労働省

Ministry of Health, Labour and Welfare

2. 輸入食品の現状

食品等の輸入届出件数・重量推移



4

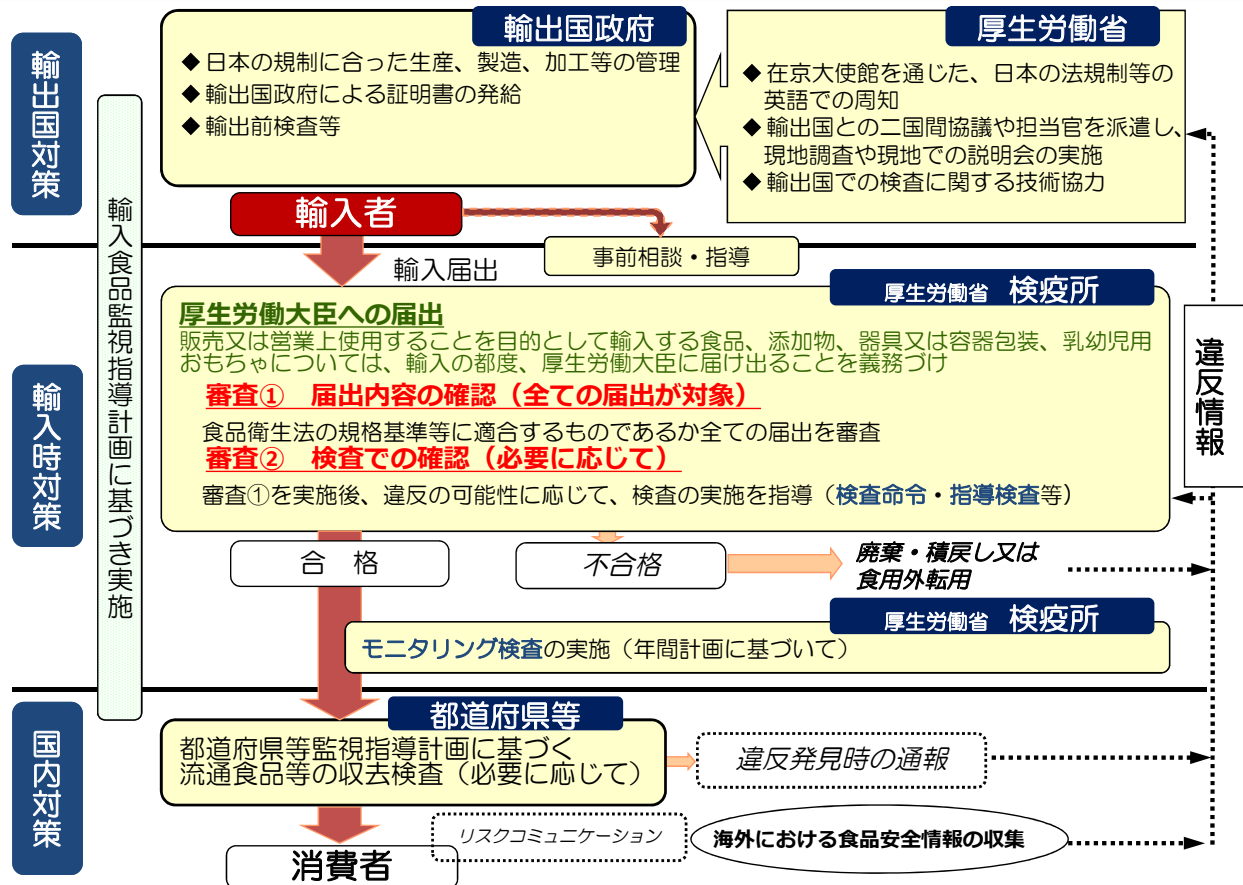


厚生労働省

Ministry of Health, Labour and Welfare

3. 輸入食品の対策

監視体制の概要



6



厚生労働省

Ministry of Health, Labour and Welfare

3-1. 輸出国対策

7

輸出国における衛生対策の推進

❖ 我が国の食品衛生規制の周知

- ・ 輸入食品監視指導計画及びその結果に関する英語版情報の提供
- ・ 食品衛生規制に関する英語版情報の提供
- ・ 在京大使館、輸入者等への情報提供
- ・ 輸出国の政府担当者及び食品事業者を対象とした説明会の開催

❖ 二国間協議、現地調査等

- ・ 輸入時に検査命令が実施されている食品等、法違反の可能性が高い食品等について、二国間協議を通じた違反原因の究明及びその結果に基づく再発防止対策の確立の要請
- ・ 主要な輸出国における衛生対策に関する計画的な情報収集及び現地調査の実施

❖ 輸出国への技術協力

- ・ 残留農薬、カビ毒等の試験検査技術の向上など、輸出国における監視体制の強化に資する技術協力の実施

8

輸出国における現地調査（平成28年度）

対象国	品目	調査目的・協議内容	実施時期
米国	牛肉	BSE対策に係る対日輸出認定施設の現地調査	平成28年12月
韓国	ひらめ	対日輸出プログラム遵守の検証と原因と改善についての協議のため	平成28年12月
パラグアイ	ごまの種子	残留農薬管理対策の検証のため 現地調査	平成29年3月

9

輸出国調査※の実施概要（ノルウェー）

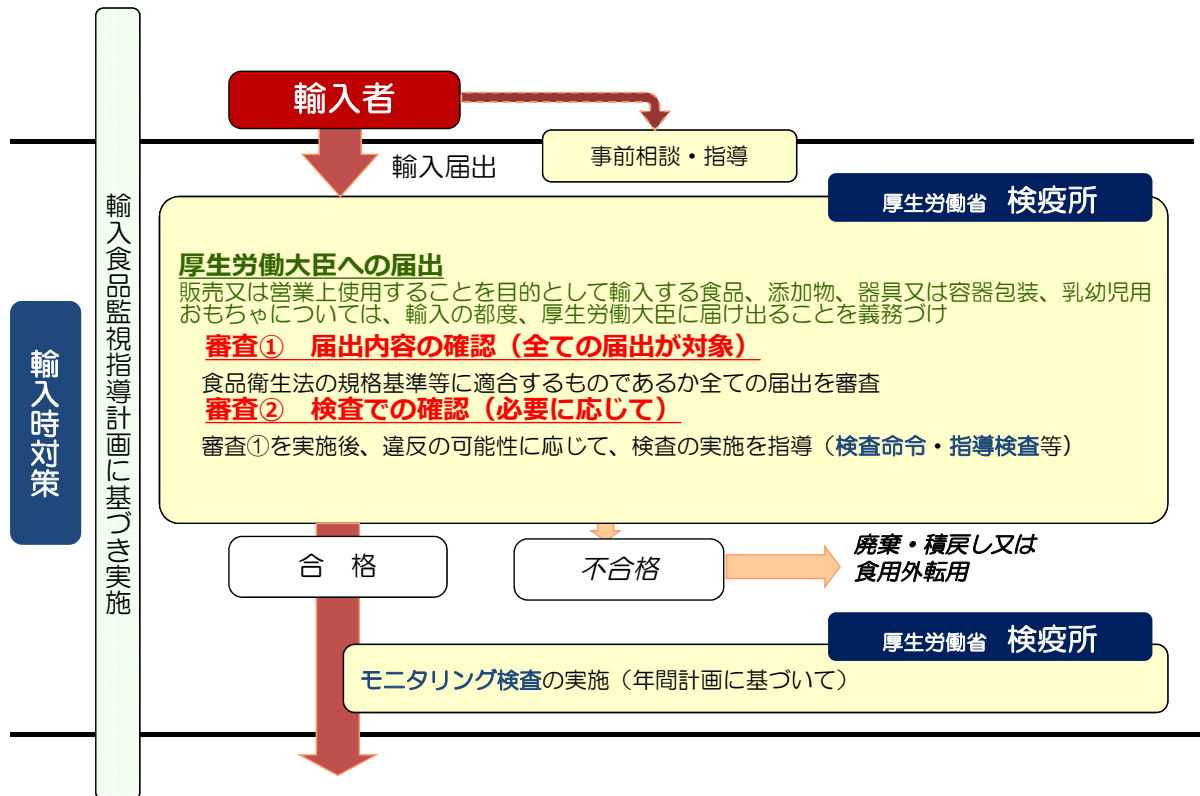
ノルウェーにおける対日輸出食品の制度調査	
関係法令	・一般食品法総合原則（Regulation (EC) No. 178/2002） ・一般食品衛生規則（Regulation (EC) No. 852/2004） ・動物起源食品特別衛生規則（Regulation (EC) No. 853/2004） ・動物起源食品特別公的統率規則（Regulation (EC) No. 854/2004） ・公的統制規則（Regulation (EC) No. 882/2004） ・食品安全法（The Food Safety Act）
調査対象	ノルウェー食品安全局（NFSA）
概 要	ノルウェーにおける食品衛生規制について、ノルウェー食品安全局担当者より説明を受け、意見交換を行い、日本の輸入食品監視体制及び衛生規則について政府関係者及び食品業者を対象にセミナーを開催した。 また、さけ養殖場及び水産加工施設の管理状況等について現地調査を実施した。

※平成28年度は、ノルウェーの他インド、シンガポール及びマレーシアにて実施

10

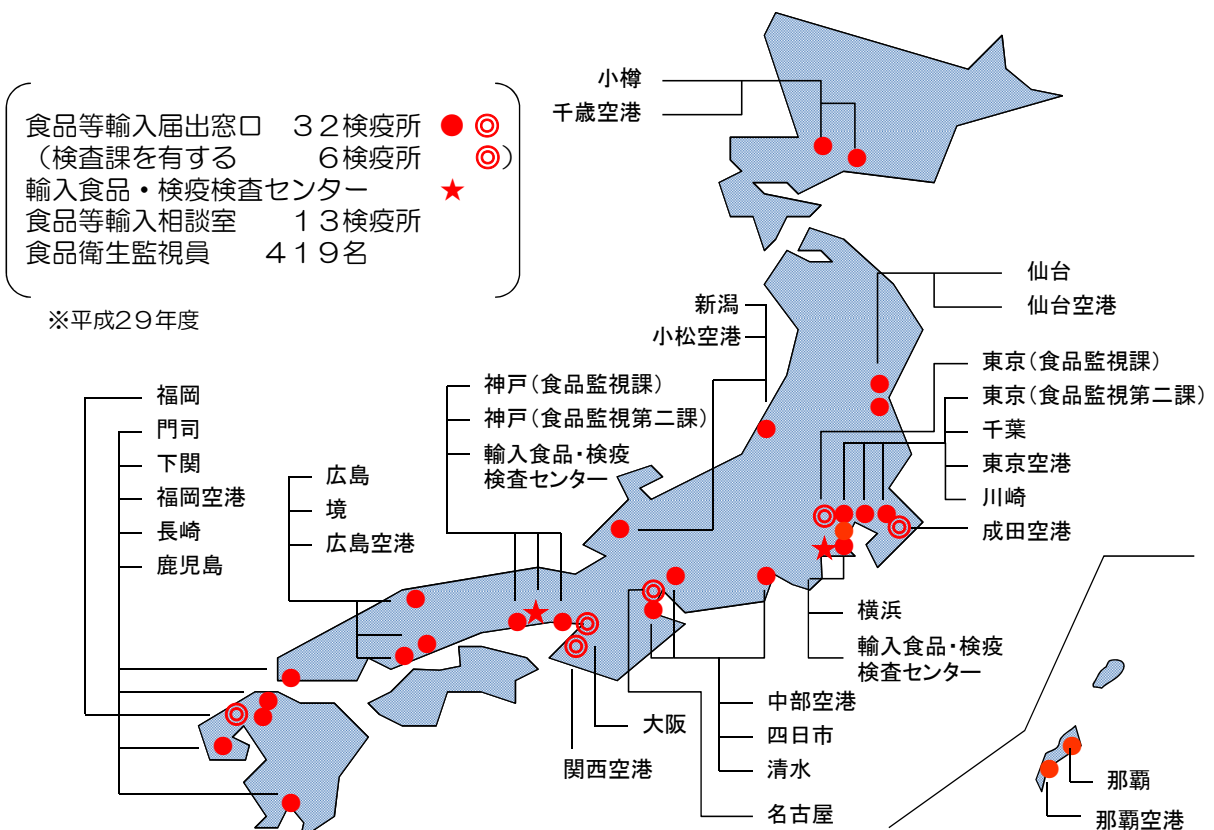
3－2．輸入時対策

監視体制の概要



12

食品等輸入届出窓口配置状況



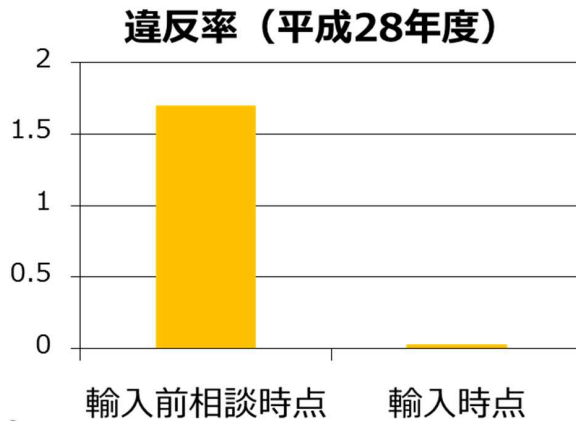
13

輸入者に対する輸入前相談

食品衛生法に関する情報については、厚生労働省ホームページや検疫所を通じて随時提供する他、輸入者等に対して輸入事前指導を含めた個別の食品に関する相談対応の実施や説明会等を開催している。

❖輸入事前相談（食品輸入相談室）

全国13検疫所本所（小樽、仙台、成田空港、東京、横浜、新潟、名古屋、大阪、関西空港、神戸、広島、福岡、那覇）には輸入者のための、食品等輸入相談室を設置し、個別の相談に応じている。



輸入前相談時点で判明するが多い。
⇒輸入前相談により効果的に輸入食品の法違反の防止が可能。

- ①輸入届出件数：約2,338,765件
輸入時に判明した違反件数：773件
②輸入相談実施件数：24,180件
相談時に判明した違反該当件数：410件

（資料出所）①厚生労働省「平成28年度輸入食品監視統計」
②厚生労働省「平成28年度輸入食品監視指導計画に基づく監視指導結果」

❖説明会

全国の検疫所、関係団体が開催する説明会及び研修会を開催している。
毎年、輸入食品に関するリスクコミュニケーション（意見交換会）を開催している。

【平成28年度：延べ88回の説明会、2,669人の参加】

14

年度別輸入食品相談指導室における輸入相談実績

	平成24年度	平成25年度	平成26年度	平成27年度	平成28年度
輸入相談実施件数	13,962	12,492	11,826	13,086	12,352
品目別輸入相談件数	27,825	23,903	24,360	24,377	24,180
品目別違反該当件数	372	354	257	364	410

※輸入食品相談指導室は、小樽、仙台、成田空港、東京、横浜、新潟、名古屋、大阪、
関西空港、神戸、広島、福岡、那覇の各検疫所に設置（13カ所）

※当該数値は、輸入食品相談指導室において、輸入に先立ち実施された事前相談のみを計上

輸入時における検査制度

❖ 指導検査等

- ◆ 農薬や添加物等の使用状況や同種の食品の違反情報等を参考として、輸入者の自主的な衛生管理の一環として、国が輸入者に対して定期的な（初回輸入時を含む）実施を指導する検査等

❖ モニタリング検査

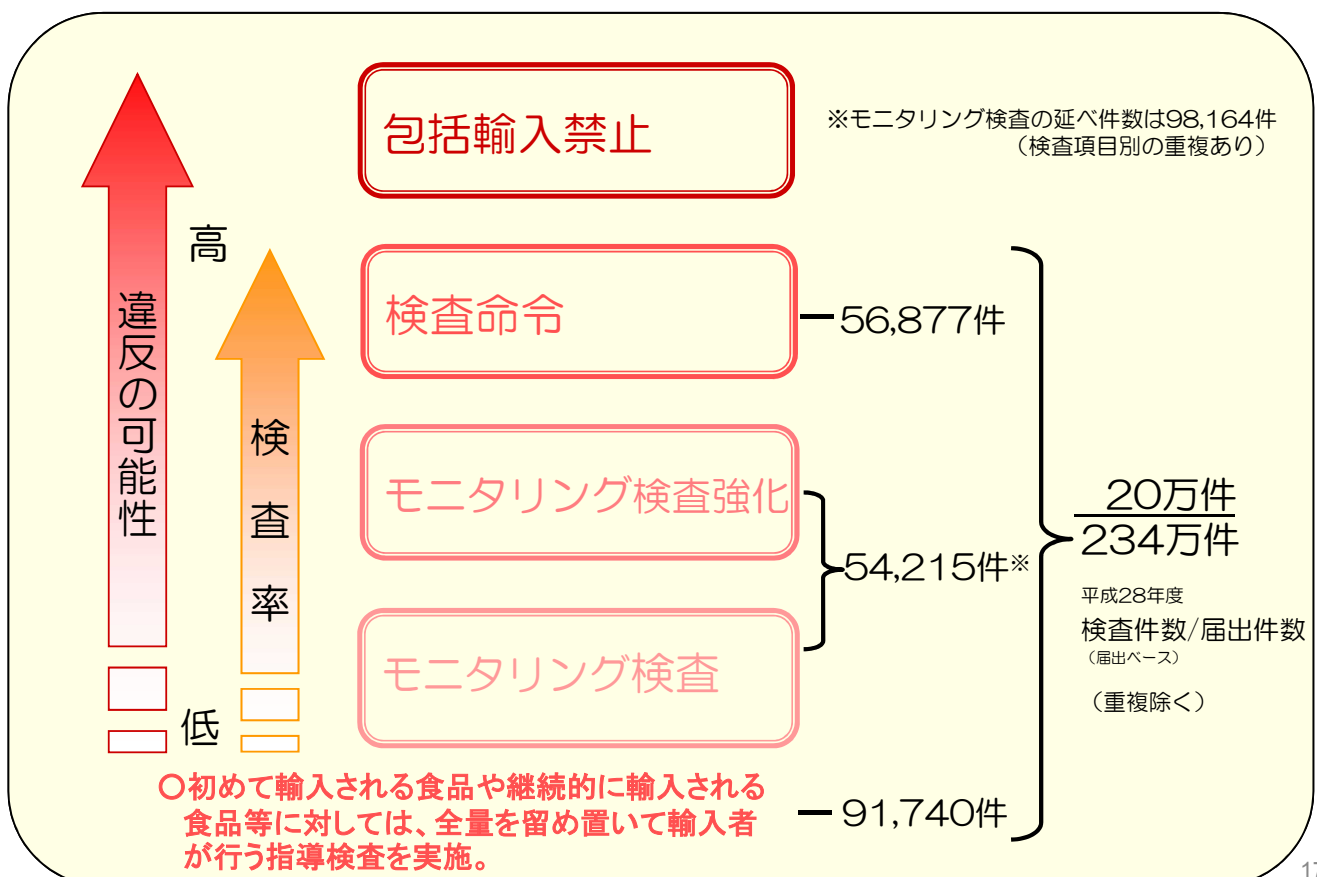
- ◆ 多種多様な輸入食品について、食品衛生上の状況について幅広く監視し、必要に応じて輸入時検査を強化する等の対策を講じることを目的として、国が年間計画に基づいて実施する検査
- ◆ 国が費用負担、検査結果の判明を待たずに輸入可能

❖ 検査命令

- ◆ 自主検査やモニタリング検査、国内での収去検査等において法違反が判明するなど、法違反の可能性が高いと見込まれる食品等について、輸入者に対し、輸入の都度、実施を命じる検査
- ◆ 輸入者が費用負担、検査結果判明まで輸入不可

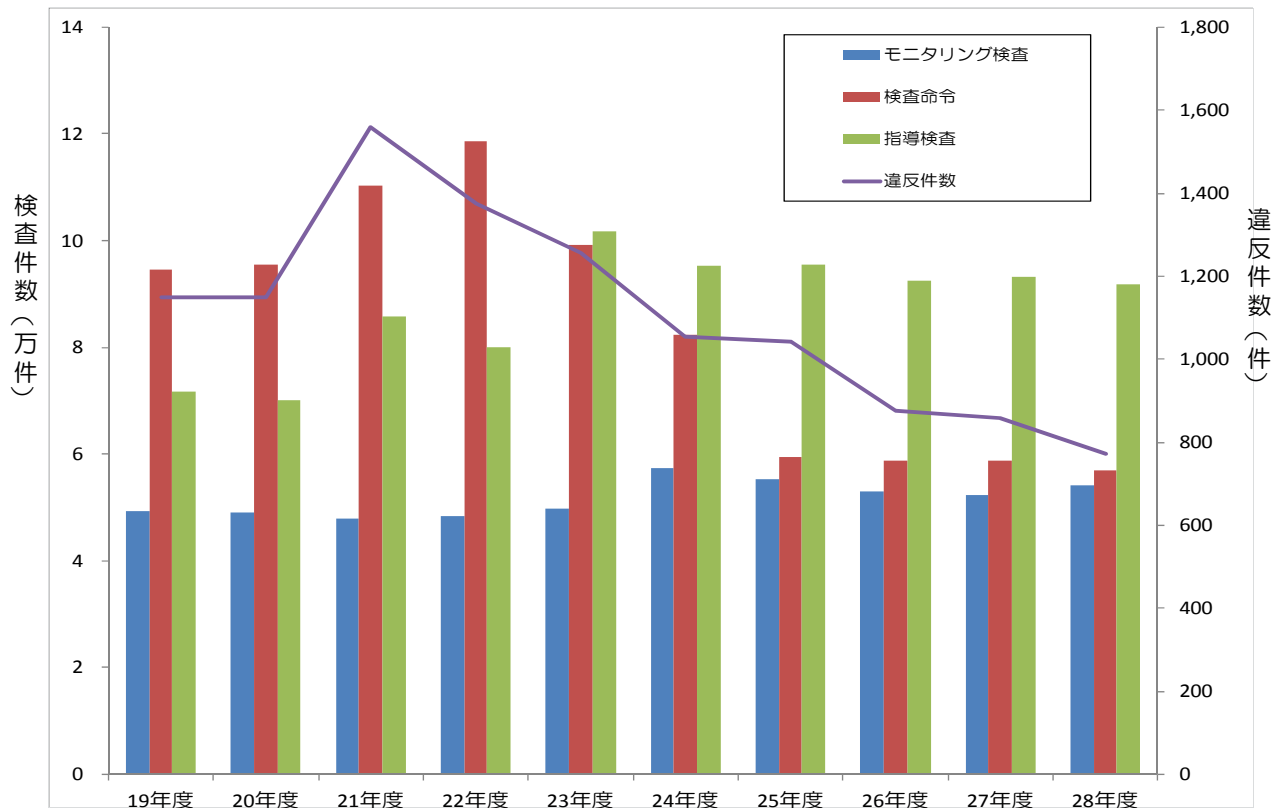
16

輸入時の検査体制の概要



17

輸入時の検査・違反件数の推移



18

平成28年度輸入食品監視指導計画監視結果

- ❖ 届出・検査・違反状況
 - ◆ 届出件数 2,338,765件
 - ◆ 検査件数 195,580件 (検査率8.4%)
(検査命令 56,877 件、モニタリング検査 54,215件、指導検査等91,740 件)
 - ◆ 違反件数 773件 (届出件数の0.03%)
- ❖ モニタリング検査実施状況
 - ◆ 計画数延べ95,929件に対し、延べ98,164件実施 (実施率約102%)
- ❖ モニタリング検査強化移行品目
 - ◆ 21カ国の38品目
- ❖ 検査命令移行品目
 - ◆ 11カ国の17品目
- ❖ 検査命令対象品目
 - ◆ 全輸出国17品目及び31カ国・1地域の69品目 (平成29年3月31日現在)

19

海外情報等に基づき監視強化を行った主な事例

対象国	品目	内容	対応
ブラジル	鶏肉等	食肉検査の不正	操業停止又は特別検査の対象となった対象施設の製品の輸入届出がなされた場合、輸入手続きを保留し、対象施設以外の製品が輸入届出された場合、輸入時の検査を強化する措置を講じた
フランス	ナチュラルチーズ	リステリア・モノサイトゲネス汚染	対象食品の輸入届出がなされた場合、積み戻し等の指導を講じた
EU（欧州連合）加盟国、韓国、台湾	鶏卵、液卵及び粉卵	フィプロニル汚染	鶏卵、液卵、粉卵及び鶏卵を含む加工品が輸入届出された場合には、モニタリング検査を実施する措置を講じた。

20

主な食品衛生法違反内容（平成28年度）

違反条文		違反件数	構成比（%）	主な違反内容
6	販売等を禁止される食品及び添加物	206	25.7	アーモンド、乾燥いちじく、くるみ、ケツメイシ、香辛料、ゴマの種子、チアシード、とうもろこし、ハスの種子、ハトムギ、ピスタチオナッツ、ブラジルナッツ、乾燥りんご、落花生等のアフラトキシンの付着、亜麻の種子、キャッサバ等からのシアン化合物の検出、キムチからの腸管出血性大腸菌の検出、大麦、米、コーヒー豆、小麦、大豆等の輸送時における事故による腐敗・変敗（異臭・カビの発生）
9	病肉等の販売等の禁止	5	0.6	衛生証明書の不添付
10	添加物等の販売等の制限	42	5.2	指定外添加物（TBHQ、アゾルビン、イノシン酸二カリウム、キノリンイエロー、グアニル酸二カリウム、ケイ酸アルミニウムカリウム、サイクラミン酸、ナトリウムエトキシド、ヨウ素酸カリウム、一酸化炭素）の使用
11	食品又は添加物の基準及び規格	493	61.4	野菜及び冷凍野菜の成分規格違反（農薬の残留基準超過）、畜水産物及びその加工品の成分規格違反（動物用医薬品の残留基準超過、農薬の残留基準超過等）、その他加工食品の成分規格違反（大腸菌群陽性等）、添加物の使用基準違反（ソルビン酸、二酸化硫黄等）、添加物の成分規格違反、放射性物質の基準超過、安全性未審査遺伝子組換え食品の検出
18	器具又は容器包装の基準及び規格	55	6.8	材質別規格違反
62	おもちゃ等についての準用規定	2	0.2	おもちゃの規格違反
計		803（延数） 773（実数）		

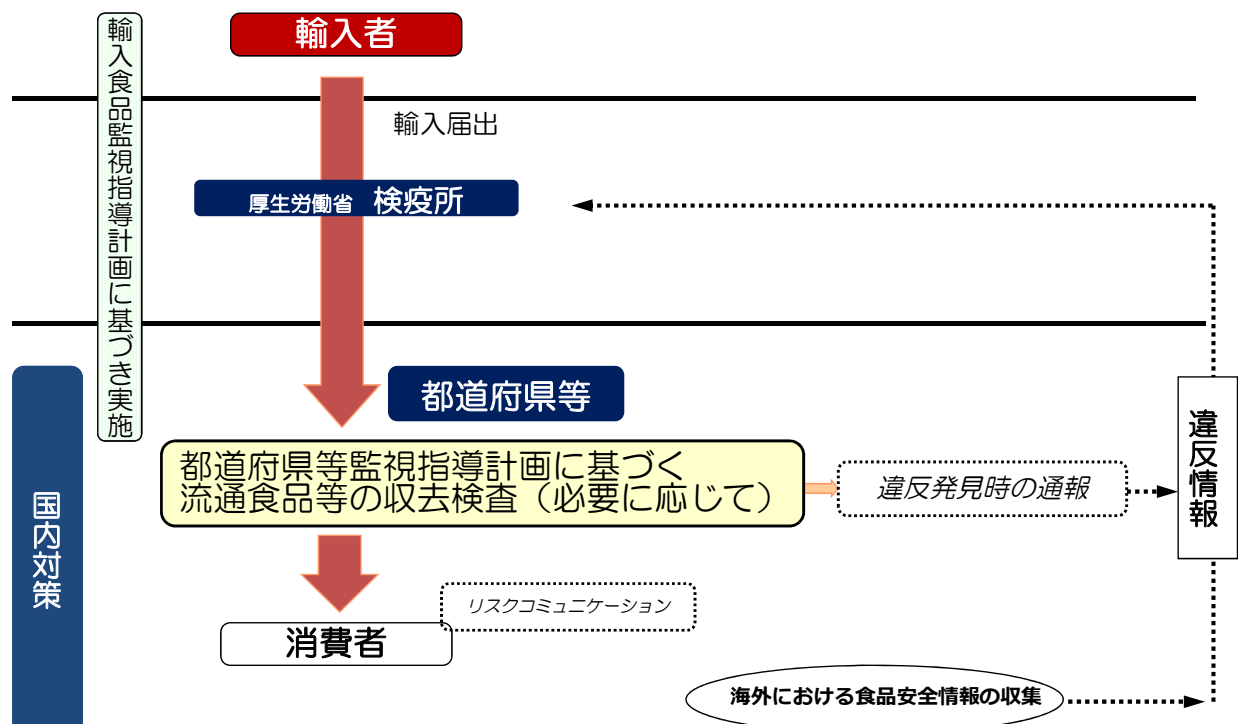
21



3-3. 国内対策

22

監視体制の概要

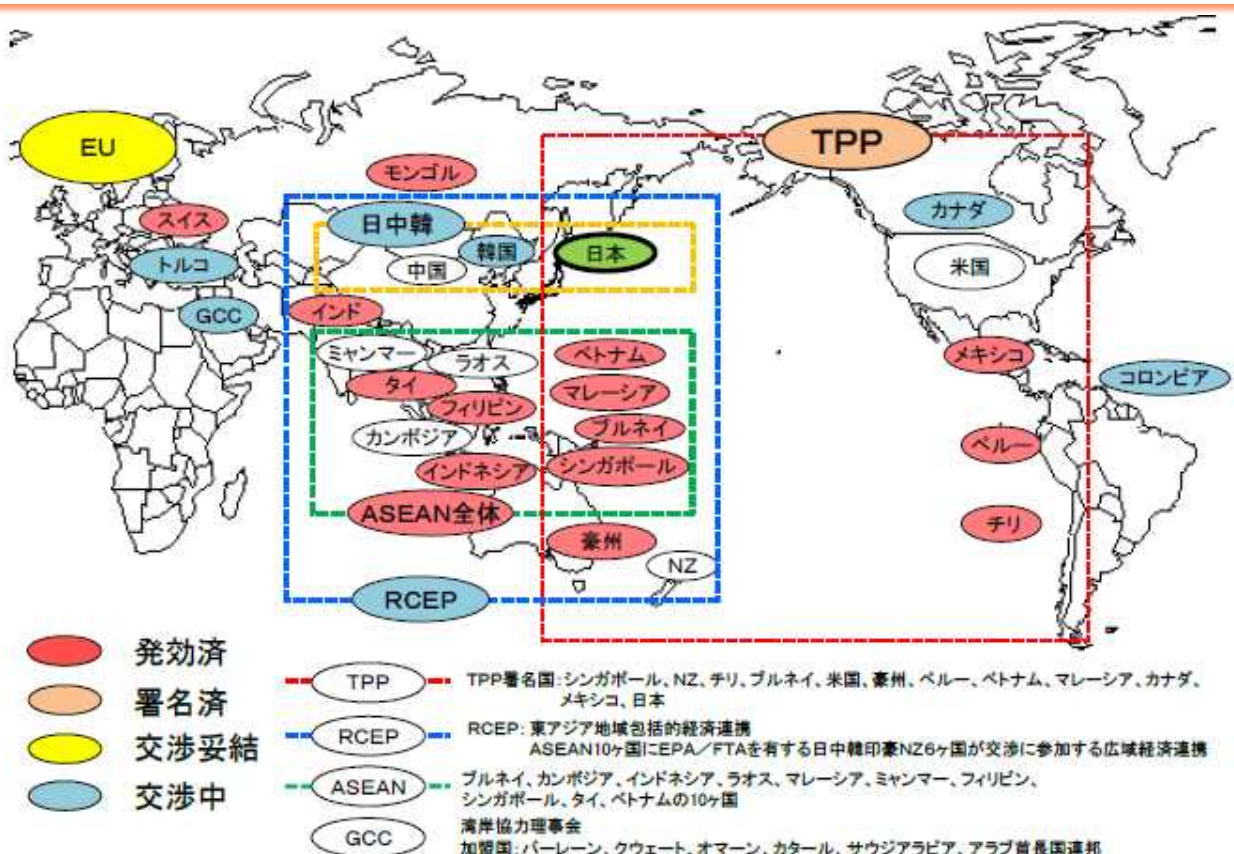


23

4. 平成30年度輸入食品監視指導計画（案）について

24

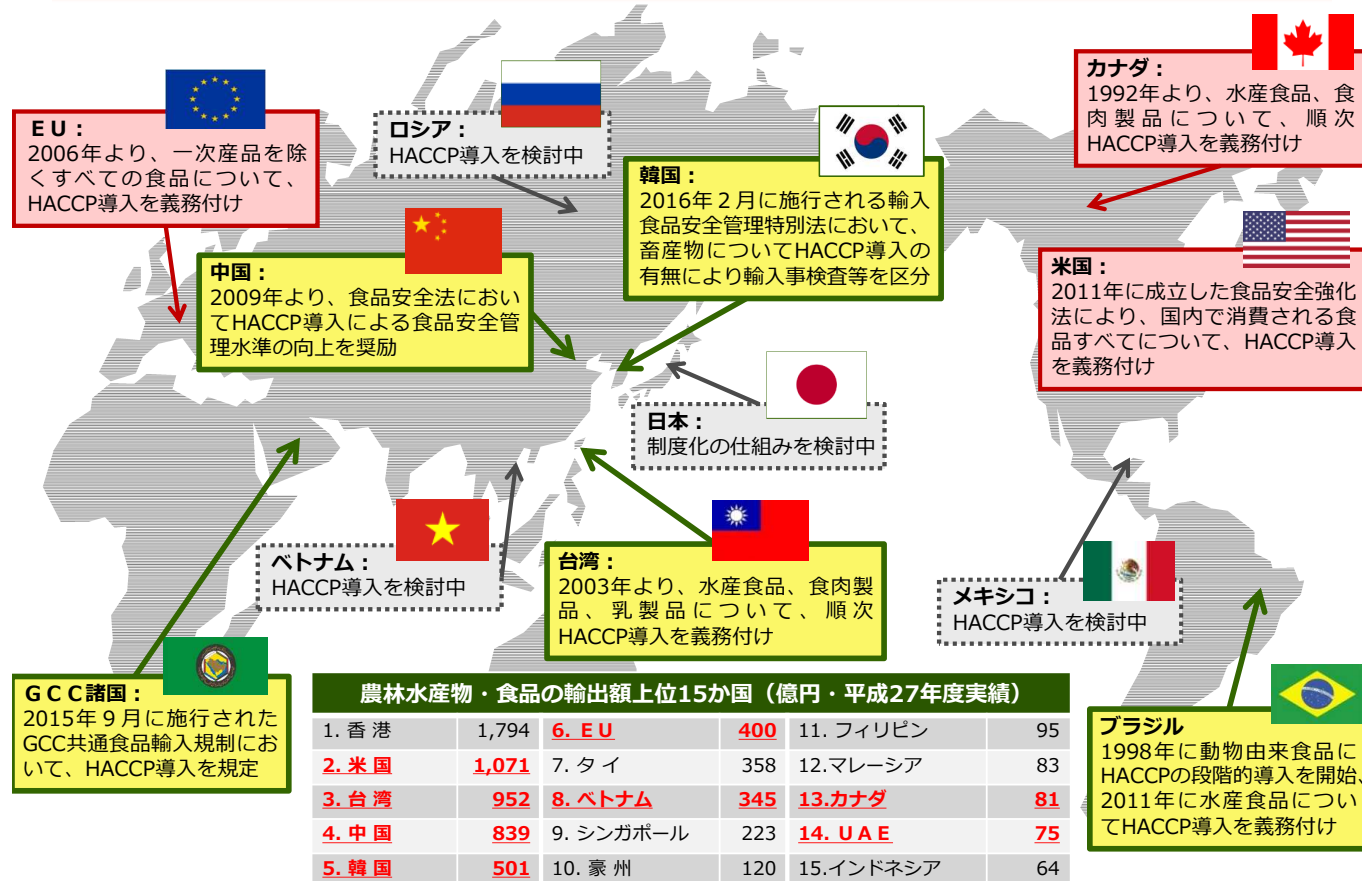
経済連携協定やTPPの対応状況



※農林水産省HPより引用（平成29年12月現在）

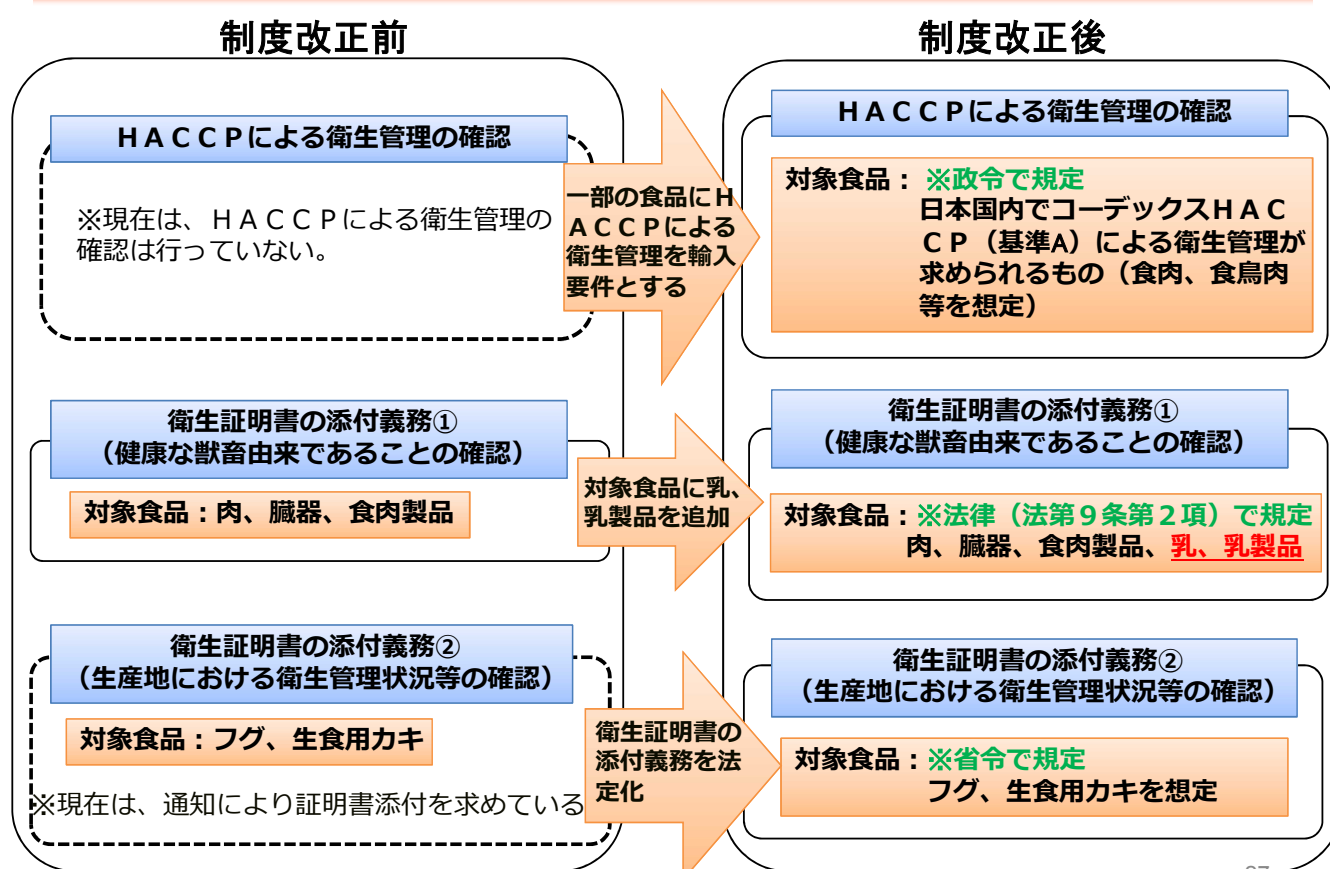
25

海外におけるHACCP導入の動き



26

輸入食品の衛生規制見直しについて



27

食品衛生法改正懇談会取りまとめについて

輸出国段階の対策強化

①HACCPによる衛生管理

国内においてHACCPによる衛生管理がなされている食品と同種については、HACCPによる衛生管理を輸入の要件とするなど、衛生管理対策の強化を図る必要がある。

②衛生証明書による衛生管理の確認

乳製品や水産食品等、特に適切なリスク管理が求められる動物性食品は、食肉等と同様に、輸出国政府機関が発行した衛生証明書を輸入の要件とすべき。

輸入時（水際）段階の対策の強化

①食品衛生監視員の増員

輸入食品の届出件数の増加を受け、引き続き、増員を図る必要がある。

②監視指導体制の整備

輸入食品が今後更に増加する可能性があることを考慮し、適切な監視指導を徹底するための体制の整備を図る必要があるほか、民間の検査機関の積極的活用を検討する必要がある。

特に輸入前相談については、より一層の活用を図るべきである。

③輸入食品監視指導計画の策定

単年度の業務計画だけではなく、中長期的な視点も持つことが重要である。

28

監視指導計画の長期的な展望について

輸入食品の安全性確保をより効果的に推進する

現在

輸入時検査を中心とした監視体制



今後

輸入時検査に加えて輸出国段階での衛生対策を更に強化

- ・HACCPによる衛生管理を輸入要件にするなど輸出国での衛生管理の推進を図る
- ・輸入時の検査体制の整備を図る

29

平成30年度輸入食品監視指導計画（案）について①-1

輸入時の監視指導のポイント

① 輸入者への自主的な安全管理の実施

- ・ 輸入前指導の一層の推進
- ・ 健康食品の輸入前指導時における、健康被害情報の確認の指導

【資料3-3】p18 別表第2

いわゆる健康食品	・ 医薬品成分の含有	・ 医薬品、医療機器等の品質、有効性及び安全性の確保等に関する法律上の医薬品成分を含まないこと	・ 試験検査による医薬品成分を含まないことの確認
	・ 有害、有毒成分の含有	・ 輸出国における食経験等 ・ <u>健康被害情報の確認</u>	

- ・ 食品用器具及び容器包装の製造等における安全性確保に関する指針に基づいた確認の指導

【資料3-3】p4 4(3)③

・・・器具・容器包装にあつては、新たに、「食品用器具及び容器包装の製造等における安全性確保に関する指針(ガイドライン)について」(平成29年7月10日付け生食発0710第15号医薬・生活衛生局生活衛生・食品安全部長通知)(以下「器具・容器包装ガイドライン」という。)に基づき、輸出国での生産等の段階において必要な確認を行うよう指導する。

【資料3-4】「食品用器具及び容器包装の製造等における安全性確保に関する指針(ガイドライン)について」

30

平成30年度輸入食品監視指導計画（案）について①-2

輸入時の監視指導のポイント

② モニタリング検査の実施

- ・ 冷凍加工食品の成分規格に係る検査を重点的に実施
- ・ 病原微生物に係る検査を重点的に実施
- ・ ポジティブリスト制度による残留農薬検査等の継続

③ モニタリング検査以外の行政検査の実施

- ・ 初回輸入時等の必要に応じた輸入届出と実際の貨物の同一性確認の実施

【資料3-3】p4 4(3)①

輸入者による自主管理を促進するため、初めて輸入される食品等及び食肉、水産物等の輸出国での衛生管理が特に重要な食品を中心に、輸入届出の内容と実際の貨物の同一性を確認する検査(以下「貨物確認検査」という。)を一層実施する。・・・

④ 検査命令の実施

⑤ 包括的輸入禁止措置の検討

⑥ 海外からの問題発生情報等に基づく緊急対応

31

平成30年度輸入食品監視指導計画（案）について②

輸出国における安全対策の推進

- ① 我が国の食品衛生規制の周知
- ② 二国間協議、現地調査等の実施
 - ・ 経済連携協定締結国の食品衛生に係る情報収集
 - ・ BSEの問題に係る対日輸出牛肉の安全性確保
 - ・ 輸出国におけるHACCP導入状況の調査
- ③ 輸出国における監視体制の強化に資する技術協力等の実施
- ④ HACCPによる衛生管理の推進
 - ・ HACCPによる衛生管理の制度化を踏まえ、HACCPによる安全対策を周知し、輸出国における安全対策を推進

32

平成30年度輸入食品監視指導計画（案）について ③

モニタリング検査計画数 約98,500件（前年比1,000件増）

検査項目	30年度計画件数（案）
残留農薬	26,000
成分規格（大腸菌群等）	16,100
添加物	13,600
病原微生物（サルモネラ等）	12,950
抗菌性物質等	12,850
カビ毒（アフラトキシン等）	5,600
遺伝子組換え	760
放射線照射	640
検査強化品目（SRM除去確認含む）	10,000
合 計	98,500

モニタリング検査の件数は、

- ① 統計学的手法に基づき、特定の食品群に1%以上の違反食品が含まれている場合、一定の信頼度（95%）で、1件以上の違反を発見することができる検査件数（299件）を基本としつつ、
- ② さらに、輸入件数、輸入重量、過去の違反率、違反内容の危害度を勘案し、171の食品群ごと、残留農薬等の検査項目ごとに、設定している。

33

平成30年度輸入食品監視指導計画（案）について④

1. 厚生労働省のホームページにおける情報提供

- 輸入手続、監視指導計画及び結果、統計情報、命令検査やモニタリング検査の実施通知、監視指導に関する通知等、違反事例、輸出国対策、FAQ等を掲載し、随時更新。また、検疫所相談窓口、登録検査機関、外国公的検査機関などの一覧も掲載。

日本語 http://www.mhlw.go.jp/stf/seisakunitsuite/bunya/kenkou_iryuu/shokuhin/yunyu_kanshi/index.html

英語 <http://www.mhlw.go.jp/english/topics/importedfoods/>

- 食品添加物、残留農薬、遺伝子組換え食品等の各種対策の概要、通知Q&Aなどを掲載。

日本語 http://www.mhlw.go.jp/stf/seisakunitsuite/bunya/kenkou_iryuu/shokuhin/index.html

英語 <http://www.mhlw.go.jp/english/policy/health-medical/food/index.html>



2. 意見交換会、説明会等

- 消費者、事業者等との意見交換会

毎年、消費者、食品関係事業者、関係団体、行政担当官等を対象に、意見交換会を開催。

- パブリックコメントの実施

毎年、輸入食品監視指導計画（案）について、広く国民の皆様の意見・情報を募集。

- 講演会等への講師派遣

地方自治体及び団体が主催する講演会等にも担当者を派遣。

3. パンフレット等の作成

食品安全の取組に関するパンフレット、ポスターや動画を作成（日・英）



34



厚生労働省

Ministry of Health, Labour and Welfare

ご清聴ありがとうございました

参考資料

参考法令

36

■ 主な食品衛生関係法規

- ❖ 食品安全基本法（平成15年法律第48号）
- ❖ 食品衛生法（昭和22年法律第233号）
 - ◆ 食品衛生法施行令（昭和28年政令第229号）
 - ◆ 食品衛生法施行規則（昭和23年厚生省令第23号）
- ❖ 乳及び乳製品の成分規格等に関する省令（乳等省令）（昭和26年厚生省令第52号）
- ❖ と畜場法（昭和28年法律第114号）
- ❖ 食鳥処理の事業の規制及び食鳥検査に関する法律（平成2年法律第70号）
- ❖ 牛海綿状脳症対策特別措置法（平成14年法律第70号）
- ❖ 既存添加物名簿（平成8年厚生省告示第120号）
- ❖ 食品、添加物等の規格基準（昭和34年厚生省告示第370号）
 - ◆ 食品一般の成分規格、製造・加工・調理・保存基準
 - ◆ 個別食品の規格基準
 - ◆ 添加物の成分規格・保存・製造・使用基準
 - ◆ 器具・容器包装・おもちゃ・洗剤の製造・使用基準

37

■ 食品安全基本法

❖ 第4条 食品供給行程における適切な措置

食品の安全確保は、国の内外における食品供給行程の各段階において適切な措置を講じることにより行わなければならない。

❖ 第6条 国の責務

国は、前3条に定める食品の安全性の確保についての基本理念（以下「基本理念」という。）にのっとり、食品の安全性の確保に関する施策を総合的に策定し、及び実施する責務を有する。

❖ 第7条 地方公共団体の責務

地方公共団体は、基本理念にのっとり、食品の安全性の確保に関し、国との適切な役割分担を踏まえて、その地方公共団体の区域の自然的経済的社会的諸条件に応じた施策を策定し、及び実施する責務を有する。

❖ 第8条 食品関連事業者の責務

食品の・・・、輸入、・・・を行う事業者は基本的理念にのっとり、自らが食品の安全確保について第一義的責任を有していることを認識して、食品の安全性を確保するために必要な措置を食品供給行程の各段階において適切に講じる責務を有する。

38

■ 食品衛生法（国、都道府県等、食品等事業者の責務）

❖ 第2条 国及び都道府県等の責務

- ① 国、都道府県、地域保健法第5条第1項の規定に基づく政令で定める市（以下「保健所を設置する市」という。）及び特別区は、教育活動及び広報活動を通じた食品衛生に関する正しい知識の普及、食品衛生に関する情報の収集、整理、分析及び提供、食品衛生に関する研究の推進、食品衛生に関する検査の能力の向上並びに食品衛生の向上にかかわる人材の養成及び資質の向上を図るために必要な措置を講じなければならない。
- ② 国、都道府県、保健所を設置する市及び特別区は、食品衛生に関する施策が総合的かつ迅速に実施されるよう、相互に連携を図らなければならない。
- ③ 国は、食品衛生に関する情報の収集、整理、分析及び提供並びに研究並びに輸入される食品、添加物、器具及び容器包装についての食品衛生に関する検査の実施を図るための体制を整備し、国際的な連携を確保するために必要な措置を講ずるとともに、都道府県、保健所を設置する市及び特別区に対し前2項の責務が十分に果たされるように必要な技術的援助を与えるものとする。

❖ 第3条 食品等事業者の責務

食品等事業者は、その・・・、輸入し、・・・又は営業上使用する食品、添加物、器具又は容器包装について、自らの責任においてそれらの安全性を確保するため、販売食品等の安全性の確保に係る知識及び技術の習得、販売食品等の原材料の安全性の確保、販売食品等の自主検査の実施その他の必要な措置を講ずるよう努めなければならない。

39

■ 食品衛生法（輸入食品監視指導計画）

❖ 第23条 輸入食品監視指導計画

- ① 厚生労働大臣は、指針に基づき、毎年度、翌年度の食品、添加物、器具及び容器包装の輸入について国が行う監視指導の実施に関する計画（以下「輸入食品監視指導計画」という。）を定めるものとする。
- ② 輸入食品監視指導計画は、次に掲げる事項について定めるものとする。
 - 一 生産地の事情その他の事情からみて重点的に監視指導を実施すべき項目に関する事項
 - 二 輸入を行う営業者に対する自主的な衛生管理の実施に係る指導に関する事項
 - 三 その他監視指導の実施のために必要な事項
- ③ 厚生労働大臣は、輸入食品監視指導計画を定め、又はこれを変更したときは、遅滞なく、これを公表するものとする。
- ④ 厚生労働大臣は、輸入食品監視指導計画の実施の状況について、公表するものとする。

40

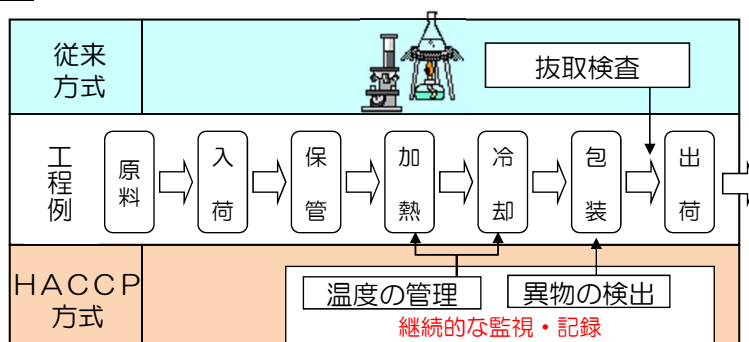
HACCP（ハサップ）とは

食品原材料の受入れから最終製品までの各工程ごとに、

- ① 微生物、化学物質、金属の混入などの潜在的な危害要因を分析・予測（Hazard Analysis）した上で、
- ② 危害の発生防止につながる特に重要な管理点（Critical Control Point）を継続的に、監視・記録する

工程管理のシステム。

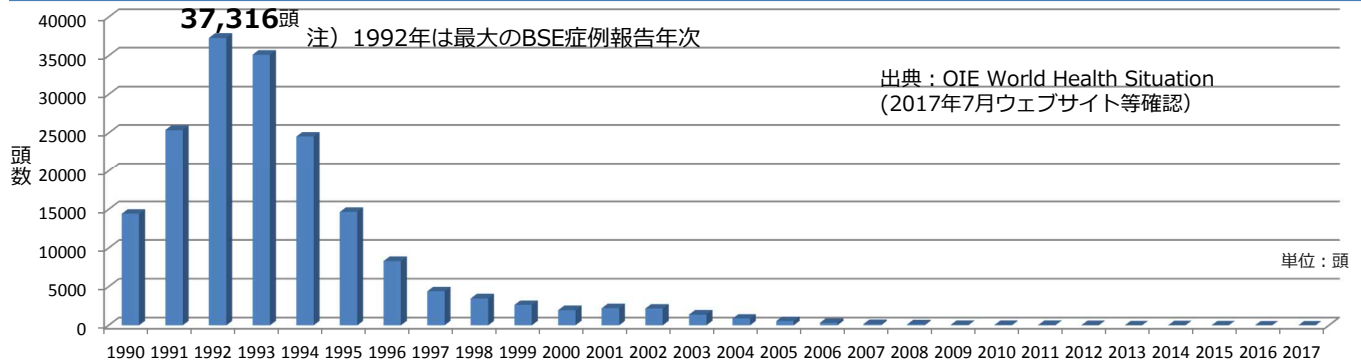
これまでの抜取検査に比べ、より効果的に問題のある製品の出荷を未然に防ぐことが可能となるとともに、原因の追及を容易にすることが可能。



*FAO/WHO合同食品規格委員会（コーデックス委員会）により、HACCP適用のガイドラインが示されている。

41

世界のBSE発生件数の推移

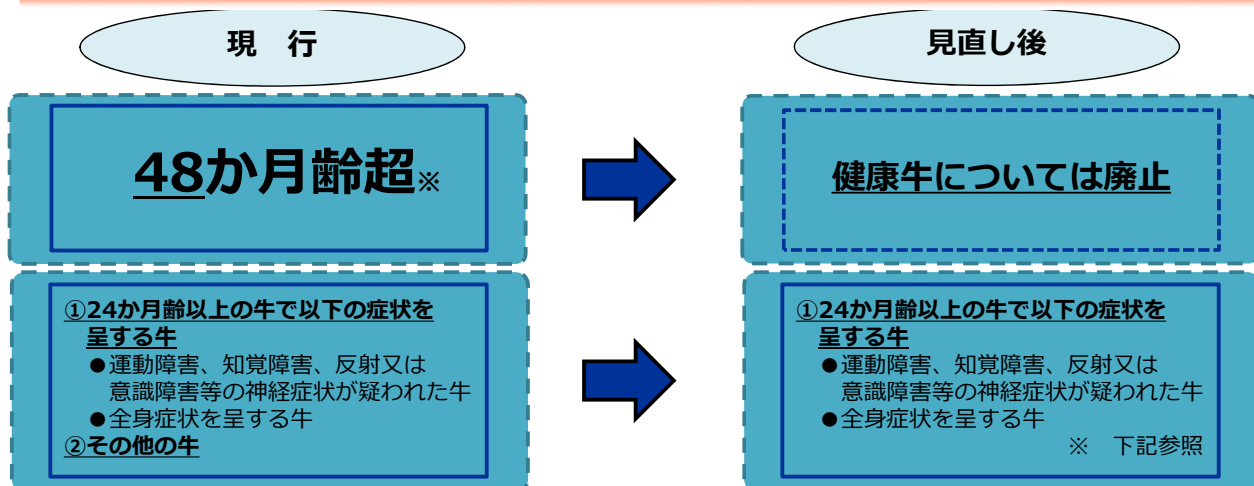


	1992	2001	2002	2003	2004	2005	2006	2007	2008	2009	2010	2011	2012	2013	2014	2015	2016	2017	累計
全体	37,316	2,215	2,179	1,389	878	561	329	179	125	70	45	29	21	7	12	7	5	4	190,678
欧州全体 (英国除く)	36	1,010	1,032	772	529	327	199	106	83	56	33	21	16	4	10	4	5	3	5,987
(フランス)	(0)	(274)	(239)	(137)	(54)	(31)	(8)	(9)	(8)	(10)	(5)	(3)	(1)	(2)	(3)	(0)	(4)	(-)	(1,030)
(オランダ)	(0)	(20)	(24)	(19)	(6)	(3)	(2)	(2)	(1)	(0)	(2)	(1)	(0)	(0)	(0)	(0)	(0)	(-)	(88)
(アイルランド)	(18)	(246)	(333)	(183)	(126)	(69)	(41)	(25)	(23)	(9)	(2)	(3)	(3)	(1)	(0)	(1)	(0)	(1)	(1,657)
(ポーランド)	(0)	(0)	(4)	(5)	(11)	(19)	(10)	(9)	(5)	(4)	(2)	(1)	(3)	(1)	(0)	(0)	(0)	(-)	(74)
(スウェーデン)	(0)	(0)	(0)	(0)	(0)	(0)	(1)	(0)	(0)	(0)	(0)	(0)	(0)	(0)	(0)	(0)	(0)	(-)	(1)
(ノルウェー)	(0)	(0)	(0)	(0)	(0)	(0)	(0)	(0)	(0)	(0)	(0)	(0)	(0)	(0)	(0)	(1)	(0)	(-)	(1)
(デンマーク)	(1) ^{注3}	(6)	(3)	(2)	(1)	(1)	(0)	(0)	(0)	(1)	(0)	(0)	(0)	(0)	(0)	(0)	(0)	(-)	(16)
(イタリア)	(0)	(48)	(38) ^{注4}	(29)	(7)	(8)	(7)	(2)	(1)	(2)	(0)	(0)	(0)	(0)	(0)	(0)	(0)	(-)	(144)
(オーストリア)	(0)	(1)	(0)	(0)	(0)	(2)	(2)	(1)	(0)	(0)	(2)	(0)	(0)	(0)	(0)	(0)	(0)	(-)	(8)
英国	37,280	1,202	1,144	611	343	225	114	67	37	12	11	7	3	3	1	2	0	-	184,627
アメリカ	0	0	0	0	0	1	1	0	0	0	0	0	1	0	0	0	0	1	4
カナダ	0	0	0	2 ^{注1}	1	1	5	3	4	1	1	1	0	0	0	1	0	-	21 ^{注2}
日本	0	3	2	4	5	7	10	3	1	1	0	0	0	0	0	0	0	-	36
ブラジル	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	1	0	1	0	0	-	2

(注1) うち1頭はアメリカで確認されたもの。(注2) カナダの累計数は、輸入牛による発生1頭、米国での最初の確認事例(2003年12月)1頭を含む。
(注3) 輸入牛において確認されたもの。(注4) うち2頭は輸入牛による発生

42

■ 最近のBSEに関する動き ～国内の検査対象月齢見直し～



※ 食品安全委員会より、症状牛のうち、**全身症状を呈する牛について、自治体に対しその内容を適切に周知すること**について意見があったことを踏まえ、症状牛についてBSE検査するための手順を以下のとおりとする。

BSEスクリーニング検査は、生後24か月齢以上の牛のうち、生体検査において、原因不明の運動障害、知覚障害、反射異常、意識障害等の何らかの神経症状又は全身症状(事故による骨折、関節炎、熱射病等による起立不能等症状の原因が明らかな牛は除く。)を示す牛についてと畜検査員が疾病鑑別の観点から必要と判断する場合につき実施する。

症状の原因の探索にあつては、出荷元農場における当該牛の病歴を診断書等により確認する。

なお、農林水産省の牛海綿状脳症に関する特定家畜伝染病防疫指針においては、異常牛の臨床症状(特定臨床症状)について、以下のとおり示されているので診断の参考とする。

- 治療に反応せず、次のいずれかの行動を伴う進行性の変化
 - a 興奮しやすい
 - b 音、光、接触等に対する過敏な反応
 - c 群内序列の変化
 - d 搾乳時の持続的な蹴り
 - e 頭を低くし、柵等に押しつける動作の繰り返し
 - f 扉、柵等障害物におけるためらい等
- 感染症の疑いがなく、かつ、原因が不明の進行性の神経症状

43

BSE発生国への対応について

(年度)

国名	OEリス্কステータス	H17	～	H24	H25	H26	H27	H28	H29
米国	無視できる					一定条件下で輸入再開 (H17年12月12日～)			
カナダ	管理された					一定条件下で輸入再開 (H17年12月12日～)			
フランス	管理された					一定条件下で輸入再開 (H25年2月1日～)			
オランダ	無視できる					一定条件下で輸入再開 (H25年2月1日～)			
アイルランド	管理された					一定条件下で輸入再開 (H25年12月1日～)			
ポーランド	無視できる					一定条件下で輸入再開 (H26年8月1日～)			
ブラジル	無視できる							一定条件下で輸入再開 (H27年12月21日～)	
ノルウェー	無視できる							一定条件下で輸入再開 (H28年2月2日～)	
デンマーク	無視できる							一定条件下で輸入再開 (H28年2月2日～)	
スウェーデン	無視できる							一定条件下で輸入再開 (H28年2月26日～)	
イタリア	無視できる							一定条件下で輸入再開 (H28年5月2日～)	
スイス	無視できる							一定条件下で輸入再開 (H28年7月5日～)	
リヒテンシュタイン	無視できる							一定条件下で輸入再開 (H28年7月5日～)	
オーストリア	無視できる							一定条件下で輸入再開 (H29年9月29日～)	
英国	無視(NI, S) 管理(W, E)								食安委評価中 (H29年8/3～)

一定条件: SRM除去及び30か月齢以下であること(→)等

(アメリカ及びカナダはH25年1月まで20か月齢以下(→)、オランダはH27年6月まで12か月齢以下(→)、ブラジルは48か月齢以下(→))

NI: 北アイルランド、S: スコットランド、W: ウェールズ、E: イングランド

※ 平成29年3月 フランスからのめん羊肉等の輸入を再開

44

厚生労働省 食品安全情報

健康・医療 食品

重要なお知らせ 陸産情報 各産地情報 国民参加の場 便利な資料 関連審議会・検討会等 政策分野関連情報

食品の安全性確保を通じた国民の健康のために

食中毒の防止に万全を期すとともに、食品中の農薬残留基準などの各種基準の策定に取り組むなど、私たちが毎日、口にする食品の安全性を確保するための施策を行っています。

ENGLISH

この冬はノロウイルスに注意しましょう

食品安全情報Twitter

BSE対策の再評価

0157にご注意下さい

食品中の放射性物質への対応

カンピロバクターによる食中毒について

食品の安全に関するQ&A

お肉はよく焼いて食べよう

安全なアグを採集しましょう

トピックス

2018年01月19日掲載 食品衛生法の見直しに関する骨子案(食品衛生法等の改正骨子案)に関する意見募集を開始しました

2018年01月10日掲載 第11回三権協議(食の安全)を開催します

報道発表資料(医薬・

- ◆ 報道発表資料
- ◆ パブリックコメント
- ◆ 食品の安全に関するQ&A
- ◆ 食品関係用語集
- ◆ パンフレット
- ◆ 消費者向け情報
- ◆ 事業者向け情報
- ◆ 医師・医療機関向け情報
- ◆ 子供向け情報
- ◆ 審議会・検討会
- ◆ コーデックス委員会
- ◆ 分野別施策
 - 輸入食品
 - 食品添加物
 - 食中毒
 - 残留農薬等
 - 遺伝子組換え食品
 - 健康食品
 - 器具・容器包装・おもちゃ
 - HACCP
 - BSE
 - 汚染物質
 - その他